住宅ローン/
アセット・バックト
日本
サービサーレポート

日本債権回収株式会社

格付

住宅ローン・スペシャルサービサー	RSS2+(JPN)*
アセットバックト・スペシャルサービサー	ABSS2+(JPN)*

*日本のサービサーについての格付であることを示す

アナリスト

東京
上野 光宏
03-3288-2605
mitsuhiro.ueno@fitchratings.com

榊原 みどり
03-3288-2670
midori.sakakibara@fitchratings.com

工藤 仁章
03-3288-2630
masaaki.kudo@fitchratings.com

関連レポート

主に適用された格付基準レポート
・日本のサービサー格付基準（2009 年 9 月）

その他レポート
・ストラクチャード・ファイナンス・サービサーの包括格付基準（2009 年 9 月）

概要

フィッチ・レーティングス（フィッチ）は、日本債権回収株式会社（JCS）のアセット・バックト・スペシャルサービサー格付及び住宅ローン・スペシャルサービサー格付を「ABSS2+(JPN)」、「RSS2+(JPN)」にそれぞれ据え置いた。この格付は、JCS の幅広い顧客基盤などに支えられた堅調な業績、十分な業務経験を有し安定した経営陣・管理職、親会社オリコから引き継がれた業務手法及び親会社の支援体制などの強みを引き続き維持していることを反映したものである。

JCS は、日本で最初にスペシャルサービサーとして営業許可を受けたサービサーの 1 社であり 1999 年 1 月に設立され、これまで安定的なサービシングを提供してきた。同社は、信販業界大手の株式会社オリエントコーポレーション（オリコ）の連結対象子会社であり、住宅ローンから、有担保・無担保の事業性融資債権、個人向けのカード・クレジット債権まで取扱債権は多岐にわたる。2009 年 6 月までの累計取扱金額は請求債権額ベースで、4 兆 4,143 億円、件数は 275,000 件に達している。

JCS は前回格付レビュー（2008 年 11 月）以降、金融機関が有する住宅ローンの初期延滞債権にかかる管理回収業務を積極的に受託するなど、受託業務を強化しており、業務分野の拡大を図っている。また、内部統制室を中心にコンプライアンスの強化も進めている。2009 年 12 月現在の役職員数は 354 名であり、営業・回収の拠点として全国 8 ヶ所に支店を展開しているほか、2 ヶ所の専門センターを擁している。

サービサー格付は、フィッチのレポート「日本のサービサー格付基準（2009 年 9 月 4 日）」の記載内容に基づき実施されている。上記レポートはフィッチのウェブサイトで公開されている（アドレスは日本語：www.fitchratings.co.jp、英語：www.fitchratings.com）。

強み

- 幅広い顧客基盤などに支えられた着実な業績
- 経験豊富で安定した経営陣と管理職
- 親会社オリコから永年に亘り引き継がれた業務手法及び親会社の支援体制

課題

- コンプライアンスの確保に向けた内部統制レベルの強化
- 自社買取債権のサービシングにおける一層の効率化ならびに新規分野である受託業務の確立

課題を緩和する要因

- 内部統制室を中心にコンプライアンス改善策の徹底を図るためモニタリングなどの対応を強化した。また、社内弁護士を常時雇用しており、コンプライアンスの更なる向上を図っている。
- 2009 年 4 月にアライアンス推進部を設立し、金融機関との提携強化や回収受託業務の獲得に注力している。

会社概要

JCS は 1999 年 1 月にオリコの 100%子会社として設立され、同年 4 月に法務省の許可を得て営業を開始しており、許可を受けたサービサーとして 10 年超の業歴を有している。親会社である信販業界大手のオリコは 1954 年に設立され、総合斡旋、個品斡旋、キャッシング、信用保証などを主な業務としている。オリコは与信審査および債権管理回収業務や、金融機関との連携による保証業務など、個人向け無担保金融の様々な分野で長期に亘る実績を有している。

JCS も、事業性・個人の無担保ローンおよび住宅ローンのスペシャル・サービシング分野で業界内で確固とした地位を築いており、金融機関を中心に全国約 500 社の取引先を有する。また、オリコが蓄積してきた証券化・流動化での実務経験やノウハウを活用し、JCS は証券化商品のサービシングにおいて、スペシャルサービサーおよびバックアップサービサーとして順調に受託実績を伸ばしている。受託業務の拡大を図るため、JCS は金融機関が保有する初期延滞債権管理回収業務の受託獲得に注力しており、自社買取債権の管理回収に加えて新たな事業分野での収益拡大を視野に入れている。

1999 年 4 月の営業開始以来 2009 年 6 月までに、JCS は累計で 275,000 件、請求金額にして 4 兆 4,143 億円（前年比 10%増）の債権を取り扱っている。現在のサービシングポートフォリオの約 91%は JCS の買取債権、残り 9%は第三者からの受託債権であり、買取債権と受託債権の比率は前年と同水準であった。

前回格付レビュー以降の重要な組織変更として、以下の動きが挙げられる。

- 金融機関のニーズを捕捉して新規受託の拡大を図るため、2009 年 4 月にアライアンス推進部を設立
- 支店の業務支援体制を整えるため、2009 年 4 月に業務統括チームおよびアセット企画管理チームを統合し、新たに支店統括部を設立

図表 1：取扱債権の内容

	請求債権額（百万円）	（%）	件数	（%）
2009 年 6 月末現在累計 *1	4,414,339	100	275,033	100
保有形態別				
自社買取債権	4,018,978	91	200,454	73
受託債権	395,360	9	74,579	27
合計	4,414,339	100	275,033	100
参考：バックアップサービシング	2,878,769		6,804,300	

債権種類別					買取		受託	
					請求債権額（百万円）	件数	請求債権額（百万円）	件数
住宅ローン	644,294	14	88,206	32	441,586	47,242	202,708	40,964
事業性債権	3,294,745	75	69,537	25	3,116,860	66,424	177,885	3,113
クレジット等債権	80,430	2	66,813	24	65,662	36,311	14,767	30,502
償却債権 *2	394,870	9	50,477	19	394,870	50,477	-	-
合計	4,414,339	100	275,033	100	4,018,978	200,454	395,360	74,579

*1: バックアップサービシングの債権を除く。 *2: 簿価が小さく、種類別の分類なし。
出所：JCS

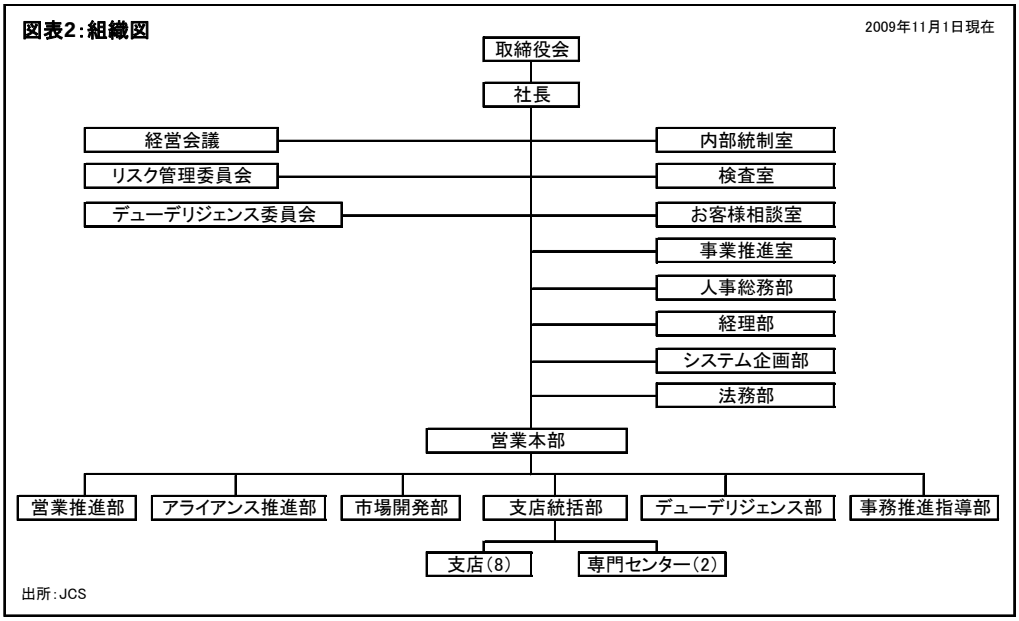

金融機関からの不良債権供給が低迷し、厳しい業務環境が継続する中で、JCS は、サービサーとして収益を確保するため、数年前より受託業務獲得のための施策を進めてきた。たとえば、初期延滞債権の管理回収業務の受託など、既存顧客との信頼関係をベースにした新規業務について、実績が上がり始めている。JCS は、受託業務をさらに強化すべく、組織的な体制を整えるとともに、システム面での対応も進めており、その効果ならびに業績への貢献についてフィッチは注目している。

また JCS の経営陣は、親会社を含めて約 30 年の業界経験を有し、JCS の社長は代表者として 10 年に亘るサービサーでの実績がある。経験豊富で安定した経営陣が引き続き JCS の強みと言える。

財務

JCS の 2008 年 12 月期の営業収益は 69.1 億円(前期比 3%増、内買取債権回収益 62.3 億円)、営業利益 15.2 億円(同 12%増)、当期純利益 6.2 億円(22%増)であった。2009 年 6 月中間期においても、営業収益 36.6 億円、営業利益 10.6 億円、当期純利益 4.6 億円を計上し、回収を取り巻く環境が厳しい中で JCS は堅調な業績を維持している。

JCS の 2008 年 12 月期の総資産は 168 億円で前年比 3%の減少となり、買取債権は 176 億円で同 0.4%減少した。2009 年 6 月中間期においても買取債権残高は 160 億円に減少し、利益貢献度の高い比較的少額の債権の買取りを進めた結果が表れている。なお JCS は買取債権について、保守的な会計基準(原価回収法)及び厳格な引当・償却基準を適用している。2007 年 12 月期より貸倒/償却基準を改定し、基準の一層の明確化を行った。また買取債権残高の減少に伴い、借入金についても返済が進み残高が減少している。JCS の自己資本比率は 2009 年 6 月現在で 29%となっており、財務の健全性が維持されている。

債権買取のための資金調達は、毎年日本政策投資銀行とみずほコーポレート銀行(フィッチ格付「A」/安定的/「F1」)を共同主幹事とするシンジケート・ローンにより調達が可能な体制が整えられている。2009 年 9 月には、8 の金融機関が参加し総額 25 億円のシンジケート・ローンが組成された。組成金額は買取債権の小型化を反映して前年比減少したが、JCS はオリコから十分な融資枠も確保しており、フィッチは当面の資金調達に問題はないと考えている。みずほフィナンシャルグループ(フィッチ格付「A」/安定的/「F1」)の傘下にある親会社オリコの財務面や業務面で

のバックアップが JCS の強みであるとフィッチは考えている。

従業員

2009 年 12 月現在の従業員数(常勤役員を含む)は 354 名で、前年より 28 名増加している。うち、社員数は 251 名（前年より 35 名増、内オリコからの出向者 52 名）である。主な従業員増加要因は業務量の増加に加え、従業員の年齢構成の変革を進めるべく、オリコグループ外からも若手経験者の積極採用を行っている為である。

現在、正社員の半数はオリコに 20 年以上在籍した人材で構成されており、その中でも回収担当者は競売等の法的手続き、住宅ローン回収などの関連業務に幅広い経験を有している。支店長を始めとする管理職も平均して約 30 年の業界経験を有している。前回格付レビュー以降、管理職および回収担当者の離職はなく、安定した人員体制を維持している。

正社員のほか、パートタイマーと派遣社員は合わせて 91 名（前年 98 名）で、支店やセンターで経理、総務、債権管理事務などの補助業務を中心に、一部回収業務も行っている。JCS は債権管理回収業務の経験者を契約社員として雇用後、パフォーマンスや適性等を見た上で正社員化を図っており、2009 年は正社員への登用を 14 名（前年 7 名）に対し行っている。

JCS では毎月各支店でテーマを決めて全員が参加する研修を行っている。テーマには、業務に関連する法務、各種業務手続き、コンプライアンスなどが含まれるほか、各支店が行う自店検査の結果も支店における研修のテーマに反映されている。また事務推進指導部が、規定・マニュアルの徹底のために事務研修を年 3 回実施している。社内研修にはテレビ会議方式も活用されている。社外研修はテーマ毎に関連の深い部署の受講希望者が随時参加している。

JCS が、親会社での業務経験を含めて実務経験の豊富な回収担当者および管理職を有していることに加えて、主に支店における研修などを通じてその回収に関する豊富な知識の共有を図っている点をフィッチは評価している。加えて、グループ外からの若手の積極採用や正社員への登用により、世代交代が進展しつつあり、更なる競争力の強化が図れると見ている。

内部統制

JCS は、リスク管理・コンプライアンス強化の必要性を強く認識しており、前回格付レビュー以降、内部統制室、法務部、検査室の増員を行っている。JCS では、業務リスクに対応するため、経営会議、リスク管理委員会、デューデリジェンス委員会を定期的に開催している。特に内部統制室が毎月主催するリスク管理委員会ではコンプライアンス体制の強化を主眼とし、各部署のリスク評価を進めるなど社内横断的なリスク管理活動を行ってきた。

内部統制室（6 名）は 2008 年 2 月に設立されて以降、法務省検査の指摘点を社内規定・マニュアルに反映させ、全ての支店で数回に渡る指導を通じ、その周知徹底を図ってきた。さらに回収担当者と債務者の交渉内容について、法定帳簿である交渉記録や会話録音データについて毎月サンプルチェックによりモニタリングを行っている。また、2009 年 10 月より個人情報保護についての業務管掌も行っており、2010 年 1 月にプライバシー・マーク更新の手続きを完了した。JCS の内部統制およびコンプライアンスの向上のため、内部統制室の役割はますます重要なものとなっている。

JCS の取締役弁護士は、主要な会議に出席し、日常業務においても特定金銭債権の審査や訴訟案件のチェックなどで関与している。また同社の特色として、社内弁護士が支店を訪問し、回収実務の法務面のアドバイスを行っている。JCS では、コンプライアンスにおける社内弁護士の役割を重要視しており、2009 年 12 月現在 4 名の弁護

士を社内弁護士として常時雇用している。

JCS は包括的な社内規定・マニュアルを整えており、全従業員はそれらをオンラインで閲覧できる。各種マニュアルの作成、管理は本社の事務推進指導部が担当している。規定手続類については過去の通達類をベースに階層を整理して体系化している。同部は支店訪問により、業務が規定・マニュアルに沿って行われているかチェック・指導を行っている。同部は適宜マニュアルの改訂を行い、新設・改訂された規定・マニュアルは支店宛に通達として発信され、その重要度に応じてテレビ会議システムで説明、勉強会を開催、または通達回覧される。

JCS の内部監査については、検査室の経験豊かな 4 名の専任検査員が、本社部門と全支店に定例立入検査を年 1 回行い、その結果に応じてフォローアップ検査も行っている。年次定例検査は、4～5 日をかけて業務の細部にわたり行われる。検査結果は最終日にテレビ会議を通じて通知され、その後役員・全部長宛に回覧されるとともに、部長会にも報告される。指摘事項については、検査後 1 ヶ月を目処に改善報告が求められ、検査室および内部統制室が経過をフォローしている。検査室はまた特定の監査項目について監査を行うテーマ検査も行っており、2009 年は回収交渉の状況および法定帳簿の記録実態について書面によるチェックを行った。その他、親会社であるオリコからの内部監査も 2009 年 7 月に初めて実施された。

更に、各支店には自店検査制度が導入されており、年間 2 回行われている。1 回は指摘事項に対する改善状況をチェックする目的も含め、検査室による定例検査実施後 3 ヶ月以内に行われる。検査項目や方法等について詳細な手引きが作成されており、それに従って各支店長が実施、結果を検査室に報告している。自店検査項目は、定例検査の内容と重複する構成にしており、従業員の意識を高めている。

法務省検査については、直近では 2008 年 9 月に 2007 年定例検査のフォローアップ検査が行われた。JCS は、提出した改善報告書どおり査定シート書式の改定などを行っており、検査の指摘事項については概ね改善が進んでいる。また 2009 年 2 月に実施された監査法人による財務諸表監査においても特段の指摘事項はなかった。

前回以降 JCS は内部統制室の業務や役割を拡大し、法務省検査に対する改善に向けての対応のみならず回収活動のモニタリングや個人情報保護対応を加えるなど、内部統制およびコンプライアンスにおける統制機能を内部統制室に集中させた。これら一連の動きにより、JCS の内部統制およびコンプライアンスの態勢は大きく改善したものとフィッチはみており、今後の内部監査および外部監査の結果について注目して行く。

システム

JCS ではシステム企画部が企画・設計・開発・保守・管理業務を行っている。前回のレビュー以降、同部の人員が 2 名増員されて 11 名となったほかは、システム企画開発、運用管理の体制に変更はない。また、システムの保守（一部常駐を含む）や開発、カスタマイズについては部分的に大手ベンダーを含む 5 社に、外部委託している。

JCS は、基幹システムとして現在複数のサービサーで利用されている債権回収管理システム「トータルコレクションシステム（TCS）」を利用している。また、これを補完する周辺システムを構築している。JCS では、前回格付レビュー以降、債権証書返還遅延防止機能、領収書シミュレーション機能などを TCS に追加しミス発生防止機能を強化したほか、法的手続きの進捗管理を強化する改善を行った。また、初期遅延債権管理業務などの分野で、業務効率化を推進するための改善を行った。その他債権証書や法定帳簿の管理手法の改善のため、システムにおける登録項目を増やし

た。

また、社内横断的にワーキングチームを作り、各部・支店から提出を受けたシステム改善要望について、開発優先順位を決め、20 数項目を優先開発案件として開発に着手している。業務面では、査定シートの TCS との連動化、再分割契約管理機能の強化などに取り組んでおり、またセキュリティー面の強化も開発中である。

サーバー別の使用状況は、日次のアラートレポートで管理され、現在 JCS の主要システム(TCS および周辺システム)は全て容量の 50%以下で稼動している。

JCS のシステムバックアップ体制は前回レビュー以降変更ない。現在、本社サーバーのバックアップデータは本社の耐火金庫に保存するとともに、毎日 2 回（データ分とアプリケーション）に分けて東北支店内のバックアップサーバーに伝送・保存されている。更に、週次のバックアップデータは銀行の貸金庫内に保存することとしている。その他、月次データや、各支店のファイルサーバーのデータ等も耐火金庫に保存している。災害発生等で本社メーンサーバーがダウンした際、東北支店バックアップ・センターを使用して、24 時間以内にシステムの再立ち上げを行うため、2004 年に「災害復旧マニュアル」を作成し全支店に配布した。直近の復旧テストは 2008 年 5 月に東北支店バックアップ・センターで行われ、約 6 時間で、稼動準備が完了することを確認した。フィッチでは、今後も、定期的な復旧テストの実施を期待している。

前回以降進められたミス防止機能の強化や登録項目の増加などの機能追加による債権管理回収業務における効率性と正確性への影響をフィッチは注目している。

債権管理

債権管理の手法については、JCS の全支店に 1 名以上配置されたオペレーションマネージャーが、内部事務部門のヘッドとして、全債権管理プロセス（取扱債権の審査、債権受入、データ登録、原因証書保管、入金処理）について責任を負うこととなっている。内部統制室は、支店においても法規制や社内規定に即した内部事務を徹底するために、オペレーションマネージャーの教育・指導を重点的に実施している。オペレーションマネージャーは年 2 回の会議を通じて、実務面での不備やコンプライアンス上の課題に関する情報を共有している。また支店統括部が 2009 年 4 月に設立され、当社は支店での債権管理・回収業務についてサポート体制とチェック体制を強化した。

JCS の以下の債権管理プロセスに大きな変更はないが、取扱債権の審査などの重要な業務プロセスについては、プロセス改善後の定着度について定期的なフォロー点検の実施が重要であるとフィッチは考えている。

新規債権受入作業

JCS は支店において個別債権毎に資料を確認の上、査定シートに特定金銭債権種別を記入しており、正確な審査を期している。電子媒体で受領した債務者属性情報などのデータについては、自社フォーマットにコピーし、それ以外は支店で手入力の上、データの突合を行う。その後、そのデータは一括してシステム企画部でデータ授受システム（DES）への登録が行われる。査定シートと TCS の連動化については、現在システムを開発中であり、2010 年度中の運用開始予定である。

会計・資金管理

JCS は、受託債権についての入金口座は自社買取分の入金口座と別に開設しており、要請があれば委託者別の口座も開設している。債務者は原則として指定口座に直接振込にて支払いを行う。各口座の残高はオンラインで確認できる。

日々の入金は、入金処理担当者が顧客名・契約番号で判明処理を行い、回収担当者の確認・特定を経て、入金登録担当者によって入金内訳に基づいたシステム登録がなされる。経理部は日次で各支店の勘定データを集め、これを預金元帳と突合する。JCS は 2006 年から入金の日次照合システムを導入しており、月次決算は翌月の 10 営業日までには完結している。

受託債権に関しては、サービシング契約において特定された費用の支払が発生するような回収行為については、予め委託者に文書で申請し承認を得る取り扱いとしている。

委託者向けレポーティング・送金

JCS では委託者個別のニーズに応じて様々なレポートを作成している。ほとんどの委託者は半期ごとに各債務者の状況報告を要求しているが、債務者情報の変更については月次で報告している。またクライアントの要望に応じてより詳細なレポートも作成している。これらレポートの作成は、ほとんどが自動化されている。

受託債権の精算管理はシステム化されており、各支店は指定された送金日の 3 営業日前までに本社の担当部門に依頼書を送付、本社の担当部門では約定精算日にファームバンキングにより前月分の精算金を委託者宛送金している。

債権回収

JCS は回収部門である 8 つの支店および 2 つの専門センター（業務センター、サービシングセンター）で、2009 年 12 月現在合計 250 名の従業員を有している。事業性・個人の無担保ローンと住宅ローン（主に担保物件処分済み債権）との間で回収体制に大きな差異はなく、基本的に各支店で延滞債権の債権回収を行っている。但し初期延滞債権についてはサービシングセンター、24 ヶ月以上の長期延滞債権については業務センターが中心となって管理・回収を行っている。受託債権や正常債権は規模の大きい南関東支店が主に取り扱っている。

30 名以上の回収担当者が所属する関東・南関東支店ではチームリーダー制を導入し、1 責任者が 4 名程度を管理している。担当者ごとの目標設定や回収実績のモニタリング、業務量の調整などは各チームの責任者が行っており、日々の回収活動に関する記録はシステムから容易に作成可能である。

また債務者交渉に関するモニタリングについては、JCS は 2008 年 12 月に支店およびサービシングセンターにおいて、外線通話の全件録音を開始した。内部統制室が支店の債務者交渉における行為規制違反や債務者交渉記録のチェックのために、録音データをサンプルチェックするなど、録音データの有効活用を開始している。内部統制室はまた、請求文書発送の頻度や債権証書返還状況、受取証書記載内容などについても注意を払っている。

なお回収担当者 1 人当りの平均担当件数は、①無担保、個人クレジット案件 400～500 件、②事業性債権・有担保住宅ローン 300～400 件、③住宅ローン（担保処分後）300～400 件となっている。このうちアクティブな案件は約 30%で、フィッチは管理可能な水準とみている。

JCS では、債務者との交渉の結果、分割弁済合意等により、定期入金化が見込まれるようになった債権は各支店の専門チームにおいて集約管理される。定期入金債権は 2008 年末において約 8,500 件と前年比 9%増加し、年間回収額も 22 億円に達している。入金状況の管理や、未入金に対する督促業務はパート社員を中心に行っている。また、JCS では 2006 年以降、24 ヶ月以上の長期未収債権の管理を業務センターに集中しており、債務者特性に着目して回収交渉を行う専門スタッフが対応することにより、一定の回収実績を上げるとともに、一方で、基準に即した償却・引当事

図表 3:回収手法別回収状況
（2000 年度から 2008 年度までの累計）

	回収額（百万円）	（%）	入金件数	（%）
任意弁済 *1	45,621	56	743,393	95
任意売却	15,483	19	4,886	1
競売	12,123	15	3,079	0
その他 *2	8,215	10	31,612	4
合計	81,442	100	782,970	100

*1: 債務者、保証人、その他　*2: 強制執行、破産配当など
出所:JCS

務を効率的に行っている。

JCS では、2009 年からビジネスプランの見直しを全案件について毎月支店において実施しており、必要に応じて現実的な回収方針を決定している。その後、回収条件の決定や回収手続きにかかる意思決定の際には、新設された支店統括部が支店のサポート機能を果たすこととなった。

なおフィッチでは JCS の買取債権について、買取時期別の回収率を検証している。JCS は概ね 2 年で簿価 100%程度を回収することを目標としているが、回収を取り巻く環境が厳しい中でもこの目標はほぼ達成されており、フィッチは JCS の回収率が安定的であり、堅調に推移していることを今回のレビューで確認した。

JCS における回収手法別の回収状況は、2008 年までの累計金額ベースで見ると、債務者または保証人等による任意弁済が 50%以上を占めており、2007 年までと大きな変化はない。これは、当社の取扱債権には、無担保個人クレジット、担保処分後の住宅ローン、無剰余の有担保事業性債権等が多く含まれており、担保物件処分が回収に占める比重は大きくない点はあるが、JCS の回収方針として、可能な限り債務者等との交渉を通じて合意のもとに回収するとの姿勢が現れたものである。JCS は、競売や法的手続きによる回収実績も豊富であり、オリコから導入した回収ノウハウが活用されている。また社内弁護士を常時雇用（2009 年 12 月現在 4 名）しており、法的手続きを含む回収手続きの交渉・実行においても、コンプライアンスの徹底および効率化を図っている。

なお、JCS の取り扱う担保物件は全国に広く分散しており、その地域分散については前年から大きな変化はない。同社では支店において、確実に担保物件を管理する体制を整えている。

JCS は 2009 年 4 月に、支店統括部が新設され支店業務に対するサポートおよび指導の体制が強化された。また、コンプライアンスについて本部の支店指導が強化されている。JCS のサービシング業務における支店の比重は大きく、フィッチは支店における業務面についても注目していく。

図表4:担保物件の地域分散状況
(2009年6月までの物件数による。買取債権のみ)

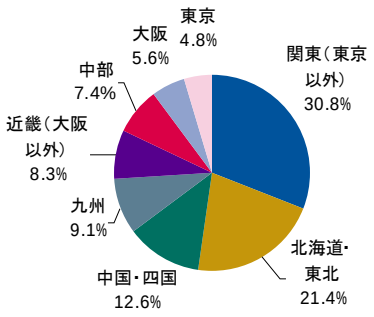

出所: JCS

また債務者交渉記録のモニタリングを強化し、また他社では稀な社内弁護士も増員するなど、JCS は回収行為におけるコンプライアンスを一層重視しているものとフィッチは見ており、その効果についても注視していく。

フィッチの全信用格付は、所定の制約および免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約および免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp ：「格付の定義」＞「格付の概要」＞「信用格付を理解する：利用と制約」）。さらに、格付の定義および利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp （日本語）に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンスおよびその他の方針・手続き等も www.fitchratings.com 上の「Code of Conduct」でご覧いただけます。

著作権©2010 年フィッチ•インク、フィッチ•レーティングス・リミテッド及びその子会社（One State Street Plaza, NY, NY10004）。
Telephone: Tokyo 81-3-3288-2628, New York 1-800-753-4824/1-212-908-0500, London 44-207-417-4222, Fax: Tokyo 81-3-3288-2627, New York 1-212-480-4435, London 44-207-417-4242。
本資料の一部又は全部を、フィッチの同意を得ることなしに複製又は頒布することは許されません。本資料に記載された情報及び見解は発行者、その他債務者、引受会社又は当社が信頼できると信ずる情報源より入手したものですが、当社はその真実性もしくは正確性を監査または検証しておりません。そのため、本資料に記載された情報は、いかなる表明もしくは保証なしに「あるがまま」に提供されるものです。フィッチの格付は証券の信用力に関する当社の意見であり、特別に表記されない限り、信用リスク以外の要因によって生じる損失のリスクを含意するものではありません。また、当社はいかなる証券の販売又はその勧誘を行いません。当社の資料は、発行者及びその代理人が投資家に対する証券の販売を目的として収集、検証、提供した情報を代替するものではなく、また目論見書でもありません。本資料に記載された格付は、今後何らの通知なく変更、停止又は取り下げられることがあります。フィッチはいかなる場合も投資助言を行いません。本資料に記載された格付は、証券の購入、売却又は保有の推奨ではありません。本資料は、市場価格の妥当性、特定の投資家への適合性又は証券に関する課税上の取り扱いに言及するものではありません。当社は証券の格付に関し、発行者、保険者、保証者、その他債務者又は引受会社から格付手数料を受領しています。手数料は、一件の発行案件に対して 1 千米ドルから 75 万米ドル（米国以外の通貨に関しては、当該国通貨に換算した額）の範囲内であることが一般的です。また、当社は年間一括手数料を受領し、特定の発行者による発行案件や、特定の保険者又は保証者による保険、保証対象となる発行案件の全部もしくは一部について格付することもあります。その場合の手数料の金額は 1 万米ドルから 150 万米ドル（米国以外の通貨に関しては、当該国通貨に換算した額）の範囲内となることが予想されます。米国証券法、2000 年英国金融サービス市場法その他の法域における証券法に基づいて作成される書面において、格付の付与、公表又は情報の提供を行った当社が専門家として、当社の名前を使用されることに関して同意するものではありません。当社の資料は、印刷物を購読する場合より 3 日早く電子媒体上でご覧いただけます。